

平成28年 第1回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年1月28日(木) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただいまから平成28年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条第3項により、総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、3番 大西準一委員・5番 大福裕子委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日1月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よって会期は、本日1月28日の1日間と決しました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【1月】です。

4日(月)平成28年仕事始め式が高鍋町役場で行われております。会長、事務局から全職員が出席しております。同じく4日(月)2016新年賀詞交歓会がホテル四季亭で開催されております。会長、事務局から鳥井が出席しております。21日(木)現地調査です。坂本幸委員・渡瀬副会長・永友定己委員、事務局から鳥井・佐野主査が出席しております。

22日(金)宮崎県農業会議第420回常任議員会議が宮崎県土地改良会館で開催されております。会長が出席しております。28日(木)平成28年第1回高鍋町農業委員会総会が高鍋町役場で行われております。全委員、全職員出席しております。あす、29日(金)平成28年高鍋町議会臨時議会が高鍋町役場で開催されます。会長・水町委員、事務局から鳥井が出席予定です。

業務計画【2月】です。2日(火)平成27年度農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同会議が宮崎県トラック協会で開催されます。松井副会長、事務局から鳥井が出席予定です。9日(火)平成27年度第2回宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会が宮崎観光ホテルで開催されます。木浦委員・大福委員が出席予定です。同じく9日(火)平成27年度宮崎県農業委員研修会が宮崎観光ホテルで開催されます。全委員、事務局から鳥井が出席予定です。16日(火)高鍋町農業委員会県外視察研修となっております。指宿市農業委員会です。全委員、事務局から三笠補佐が出席予定となっております。17日(水)同じく、高鍋町農業委員会県外視察研修となっております。鹿児島の方です。22日(月)現地調査となっております。森委員・永友祥一委員・金崎委員、事務局から鳥井・佐野主査が出席予定です。23日(火)宮崎県農業会議第421回常任議員会議が宮崎県トラック協会で開催されます。会長が出席予定です。29日(月)平成28年第2回高鍋町農業委員会総会が高鍋町役場で行われます。全委員、全職員出席予定となっております。以上です。

3 ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。

農地法4条申請 平成27年12月21日、現地調査を行っております。申請人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

農地法5条申請 平成27年12月21日、現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○。転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○。転用目的は宅地分譲で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○。転用目的は小規模多機能型居宅支援事業所敷地及び進入路で問題ありません。

先月の総会で承認されました農地法4条、申請人 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 道路への転用と、農地法5条、譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番の駐車場への申請は取り下げられましたことをご報告いたします。以上です。

4 ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。

1番 権利者 ○○ ○○ ○○番 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○○○番、地目 畑、面積 2,682 m²、外1筆。取得日は平成27年10月11日です。取得事由は相続であっせん希望はありません。以上、報告します。

5 ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 2,233 m²、外2筆。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日 平成28年1月18日、解約成立日 平成27年12月30日、土地引渡時期 平成28年3月30日。解約の理由は合意解約です。

5-2のページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約です。

1番 申請地 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、地積 7,424 m²うち417 m²、外2筆。使用貸渡人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○、使用借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日 平成28年1月25日、解約成立日 平成28年1月25日、土地引渡日 平成28年3月31日となっております。

続きまして、6ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業取下げ願いについて

1番 申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 1,184㎡、外1筆。平成26年第8回高鍋町農業委員会総会において、宇治橋委員及び当時、徳久委員があっせん委員に指名された売渡申出につきまして、1月22日に取下げ願いが提出されました。取り下げの理由につきましては、新たな借受人が見つかったことによるものです。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして日程第4、議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について。

1番 平成28年1月13日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 田、面積 984㎡、外6筆。この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番 担当委員 6番 木浦 由子 委員
順番委員 5番 大福 裕子 委員

以上です。よろしく申し上げます。

日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申

請について

1 番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 1,011 m²。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明します。3条の所有権の移転です。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの移転です。場所は大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目は水田で面積は 1,011 m²です。〇〇〇〇さんの所は、自作地が約 8.4ha あり、そこに白菜・キャベツなどを作付けされておられます。農機具やトラクター、コンバインなどを持っておられ、農地の維持にも協力されるということです。なお値段は〇〇円で、一括支払いとのことです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[11番]

報告いたします。今月の21日の9時から、事務局鳥井局長・佐野主査、渡瀬副会長・永友定己委員と私（坂本幸委員）で現地調査をしてみました。ただいま、永友定己委員からの説明がありましたとおり、今のところは作付けされてなかったのですが、トラクターで荒耕がしてありました。申請書によると、キャベツと白菜を作ると書いてありましたということを報告いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

15ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は夫、息子とともに申請地周辺において水稻を栽培しております。申請地でも水稻を栽培する予定であると聞いております。本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、1月21日、渡瀬副会長、永友定己委員、坂本幸委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 交換移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 141㎡。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの土地は隣同士にあって、裏の方に藪があって、農地ですが竹が入ってきて藪になっていて、そこと交換してくれと言うことで、この案件が出たそうです。土地は少しですが、交換することになったそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[10番]

1月21日に事務局鳥井局長・佐野主査、そして農業委員の坂本幸委員・渡瀬副会長・私（永友定己委員）と5名で現地を調査しました結果、農地は面積的に少し荒れていたのですが、倉庫を見たらトラクター等があり、後から耕耘されるということで問題ないかと思われまます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

16ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は〇〇において水稻及び飼料イネ等を栽培しております。今回の申請は、自宅に近い畑ということで利便性が高く自家用野菜を栽培するとの理由によるものであり、農地利用については従来と変更が生じないことから本件の権

利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、1月21日、渡瀬副会長、永友定己委員、坂本幸委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしております。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

[13番]

面積の差とかはなくて〇〇ですか。

[6番]

〇〇です。竹山になっている方は少し広いけど、入口の方が宅地なので値段的にはということ言ってらっしゃいました。ほんのわずかです。

[議長]

他にはありませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

3番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 184 m²。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明します。この土地も昔、お父さんの時代に牛を養っていて、牛の放牧をするので借りていた土地だそうです。それで今回、買い取ることにしたという話でした。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[10番]

先ほどと同じく、5名で21日に現地調査をしましたところ、排水路がなかつ

たのですが、後から排水路は設けるということで何も問題はないかと思われ
ます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

17ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法
第3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は〇〇において水稻及び飼料イネ等を栽培しております。今回の申請
は、自宅に近い畑ということで利便性が高く自家用野菜を栽培するとの理由に
よるものであり、農地利用については従来と変更が生じないことから本件の権
利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じない
ものと考えられます。

なお、1月21日、渡瀬副会長、永友定己委員、坂本幸委員と事務局鳥井、佐
野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしております。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

[1番]

ちなみに金額は、非常に狭いですが〇〇ですか。

[6番]

10a 当たり〇〇円です。

[議長]

その他に質問はないでしょうか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と
認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承
認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18ページをお開きください。こちら5条申請が2件上がっております。先

ほど3条申請で〇〇〇〇さんの案件が2件出ましたけれども、これは近接する4カ所ということになっております。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 495 m²、所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、今同居されているんですけれども、21ページを見ていただくと分かると思いますけど、この申請地に新設されて一緒に住むと言われていました。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[14番]

21日に鳥井局長、佐野主査、坂本幸委員、永友定己委員と私（渡瀬副会長）とで現地調査を行いましたので報告をいたします。〇〇〇〇さんは親子関係でございます、ご両親も高齢で家の方も老朽化しまして、すぐ近くに家を建てたいということの申請であります。排水溝ですが、合併浄化槽を作りまして県道の排水路へ流すそうです。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、申し上げます。

[事務局]

申請地は住宅等が連担する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可対象となります。

転用目的は一般個人住宅であり、面積は495 m²となっております。代替え地選定につきましては、いろいろと考えた結果、両親ともに高齢で今後のことも心配であり、両親の隣に住居を構えることが良いと考え、また、費用面でも負担が少なくなるため当概地を選定したということで、今回の申請に至っております。西側、北側、東側は譲渡人の畑であり南側の譲渡人の畑については進入

路として利用する予定であり、土地境界にはブロック塀を設置し近隣の作物その他に被害を及ぼさないよう留意し、汚水は合併浄化槽を設置し、南側の県道側溝へ排水することとなっております。なお汚水処理は県道側溝へ放流、雨水については自然浸透とする確約書が添付されております。事業費につきましては建物〇〇円、造成費その他〇〇円、合計〇〇円であり、土地については〇〇となっております。なお、残高証明書、金融機関の融資証明依頼書が添付されており、事業費的には問題はないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 146㎡。所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅のための進入路となっております。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明します。21ページを見ていただいたらわかるとおり、申請地の前の進入路を付けないと、隣の〇〇番の所にハウスが作ってありましてそこに行くのに進入路が必要ということで今回申請されたみたいですので、よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[14番]

説明いたします。上の方の住宅への進入路で問題はないと思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は住宅等が連担する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可の対象となります。

転用目的は一般個人住宅のための進入路であり、面積は146㎡となっております。転用理由は、譲受人は譲渡人の息子であり現在同居住まいであり、居住している建物が老朽化しているため住宅を建築するが、その進入路として当概地を利用したいということで今回の申請に至っております。

進入路の舗装は施工せず砂利敷きとし、土地境界にはブロック塀を設置し近隣の耕作物その他に影響を及ぼさないようにする計画となっております。なお、汚水は発生せず、雨水については自然浸透とするとの確約書が添付されております。

事業費は、造成費その他〇〇円であり、資金については残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

27ページをお開きください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について 所有権移転となっております。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 7,324㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この畑は〇〇の西隣になります。この土地は〇〇〇〇さん

が以前から耕作されており、今回の強化法に基づき購入されるものです。〇〇〇〇さんは町の認定農業者でもあり、今一所懸命農業もされておりますので問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

金額は、反当〇〇円です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑、面積 2,909 m²、外6筆。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇という所は、〇〇とあるのですが、〇〇から〇〇の方に向かう途中の左側辺りを言います。場所としては周辺は畑で、その中にあります。〇〇〇〇さんが5年前に基盤強化法を使って、あっせんで利用権を設定されていた土地です。それを今回、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ所有権の移転です。引渡日が平成28年3月31日、口座一括払いで9,454 m²を〇〇円での所有権移転となっております。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

28ページをお開きください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 1,427 m²。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の

森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請地は、〇〇から約500m南へ行った畑です。この畑は〇〇〇〇であります。所有者の〇〇〇〇の畑を〇〇〇〇さんが買い上げるといふものです。隣接する隣の畑を〇〇〇〇さんが耕作しておりますけれども、その耕作地の一部に測量をした結果、〇〇〇〇の土地があったということだそうです。この〇〇〇〇の土地を含めて、今回〇〇〇〇さんが買い上げるといふことです。キャベツ・白菜を作っておりますけれども、今後も有効に利用されるものと考えます。総額〇〇円になります。よろしくお願ひしたいと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

29ページをお開きください。利用権設定です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 1,388㎡。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 他1名、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の水町委員よりご説明をお願いいたします。

[2番]

説明いたします。今回の申請地は、〇〇のすぐ横にあるわけですがけれども、地権者が〇〇に在住の〇〇〇〇さんから認定農業者の借り手を探してほしいとの要望があったそうです。事務局とメールをやり取りして調整をしたところ、申請地周辺で飼料稲を栽培しておられる、〇〇〇〇さんとの利用権設定で双方の了承が得られたということでございます。計画の内容は、賃借期間が3年で、10aあたり賃借料が〇〇円ということでございます。〇〇〇〇さんにつきましては認定農業者であり、飼料稲他、〇〇・〇〇でキャベツ・白菜を栽培しておられ大規模経営を実施されている農家であることから特に問題はないというふうに思われます。よろしくお願ひいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 1079 m²、外2筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の設定です。場所は大字〇〇です。この3筆です。〇〇〇〇さんは大型機械を導入されていて、主に飼料稲が〇〇方面とか多いので彼に委託したところ、快く受けてもらえたので、何も問題はないかと思われます。なお、支払いが現金で12月に振込み、〇〇円です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。

これをもちまして、平成28年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 3 番

署名委員 5 番